

会議案第2号

新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会設置の件  
新嵐山スカイパーク経営改革に関する調査特別委員会を別紙のとおり設置する。

令和5年7月28日提出

芽室町議会議会運営委員会  
委員長 渡辺 洋一郎

## 新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会設置及び審査・調査要領

### 1 特別委員会の名称

新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会

### 2 設置の根拠

地方自治法第109条及び芽室町議会委員会条例第5条

### 3 目 的

新嵐山スカイパーク経営改革に係る基本理念、経営形態、事業手法、事業経費、費用対効果等について審査・調査すること。

### 4 設置年月日

令和5年7月28日

### 5 委員の定数 15人（議長を除く全員）

### 6 調査期間

調査終了まで

### 7 そ の 他

その他必要な事項は、本特別委員会において協議決定する。